

健康福祉委員会
令和2年11月30日・12月1日
福祉部 資料78番
所管 高齢福祉課・障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る在宅高齢者・障がい者支援事業の実施について

1 目的

在宅で生活をしている高齢者・障がい者（以下、「高齢者等」という）が、介護者である同居家族等の新型コロナウイルス感染症の罹患により、緊急的に支援が必要になった場合に備え、必要なサービスを確保することで、当該高齢者等の在宅生活の継続を支援する。

2 対象者

【高齢者】大田区内に居住する65歳以上の者

【障がい者】大田区内に居住する障がい者

上記の者のうち、以下に該当する者を支援対象とする。

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けていない者
- ・同居家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患したことで介護者が不在となり、かつ、他施策の利用が困難で、在宅生活の継続が困難となる者。

3 支援の内容

法外サービスとして以下を用意し、対象者の状況に応じて必要なサービスを提供する。

【高齢者】①訪問介護支援サービス ②短期入所生活介護支援サービス

【障がい者】①介護ヘルパーの派遣事業 ②短期入所事業

4 経費の負担

上記①及び②に要する経費は、区が負担する。

なお、本事業に要した費用は、東京都補助事業「在宅要介護者の受入体制整備事業」を活用する。

5 事業開始日

第4回区議会定例会での第7次補正予算案議決後の事業開始を予定。